

## 川崎市告示第666号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市国際交流センター条例（平成6年川崎市条例第3号）第4条第3項の規定により告示します。

令和7年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市国際交流センター 川崎市中原区木月祇園町2番2号
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区木月祇園町2番2号 (名称) 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体 (代表者名) 公益財団法人川崎市国際交流協会 会長 船山 範雄
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで